

# REAL TIMES

1995.7.11. No.11

[REAL TIMES は外国人地震情報センターが発信する、外国人支援者向け情報誌です。]  
外国人地震情報センター：文責 田村 TEL: 06-941-4793 FAX : 06-941-5875

## ■おもな出来事 (95.7.1.~7.10.)

1. 第18回 地元NGO／外国人救援ネット 7.6. 中山手カトリック教会

(全2ページ)

## ■兵庫県の復興計画案に「外国人への医療費補填」明記■

兵庫県は7月8日、福祉、文化、産業、防災など各分野にまたがる重点課題となるプロジェクトを盛り込んだ「阪神・淡路震災復興計画案」を発表した。

このうち外国人への医療費補填がもりこまれ、「災害時に、外国人県民について医療費を補填できる対策を実施する」としている。これは県・市・NGOとの非公式会談の中でも提案されたもので、従来の補填制度では70%、100万円を上限に、県内の指定病院に限って補填していたのを、他府県の医療機関への全額補填に拡大するという。 (毎日6.20.朝刊、神戸7.5.朝刊、朝日7.9.朝刊参照)

実際の補填は8月になる見通し。この制度が実現すれば、高額医療費の未払い問題は解決されるが、あくまで医療機関への補填になるため、高額医療費を懸念して帰国し、本国でなお療養中のケースや、借金をして通院しているケースなどは救済できない。地元NGO／外国人救援ネットでは、災害救助法に基づく医療費の支給を主張してきたが、県の補填制度によっても救済できないケースがあるため、これまで通り医療費を一時的に肩代わりし、改めて国へ請求する「医療費肩代わり基金」を継続する。

## ■短期滞在外国人の遺族に弔慰金支給■

災害で死亡した遺族に支払われる弔慰金は、短期滞在者や超過滞在者は支給対象にならないとする厚生省見解が出されているが、震災で死亡した短期滞在のブラジル人2人の遺族に神戸市が弔慰金を支給していたことが関係者の調べで明らかになった。

2人は昨年12月に短期査証で来日した母子。外国人登録をしていたため、神戸市では弔慰金の支給に問題はない判断し、支給したとみられる。11月に来日し、震災の前日に短期ビザが切れたペルー人に對し、神戸市および厚生省は、短期滞在である事を理由に弔慰金の支給対象にならないと返答している。また、88年に来日し超過滞在となった中国人死亡者に対しても在留資格がないことから支給を拒否されている。外国人登録は在留資格があった頃にしたもののが残っている。一方で外国人登録をしていないが留学生であることが学籍から判明したため支給対象となった。

在留資格にも、外国人登録にも支給対象となる基準が不明確なため、外国人救援ネットや地震情報センターなどでは、前述のペルー人、中国人と、来日4日目で死亡した旅行中の韓国人のケースをあわせてもう一度神戸市へ申請する予定。

## 第18回地元NGO／外国人救援ネット

7月6日、中山手カトリック教会にて外国人救援ネットの第18回会議が行われた。

### ★肩代わり基金のその後：3

帰国後も医療費がかかっているケースへの支給を急いでいるが、まだ書類等がそろわない。ペルー人の他、中国人でも帰国後再入院しているケースがあり、現在、かかっている治療費などを調査中。

現在基金の残高は￥3,594,327.-（7月6日現在）。

基金の受付口座は救援ネットと同じ。郵便振替 01100-2-60701 外国人救援ネット

### ★集中電話相談について

実施計画の骨子がまとまった。

8月1日（火）2日（水）午前11時から午後8時、場所は中山手カトリック教会。当日の通訳ボランティアは外国人地震情報センターが調整し、新たに募集する。救援ネットに参加する各団体から入管法等に詳しいスタッフがそろはうほか、精神科医などメンタルケアの専門家や、医師も出席。弁護士とも連絡がつく体制をつくる。

電話番号は078-232-1290。集中相談終了後も外国人救援ネットの事務局の電話として利用することになった。

### ★その他

・FMユーメンとFMヨボセヨが7月17日に合体、「FMわいわい」として新開局することになった。周波数は旧ユーメンの76.2Mhz。16日（日）、新開局を祝う前夜祭が鷹取教会で午後5時から行われる。

・南駒栄公園に仮設住宅40戸が建設されることになった。現在、生活している世帯を動かさずに、駐車場として使用中のグラウンドに建設することで、避難者との共存をはかった。

次回外国人救援ネットは、7月26日（水）午後2時から、  
中山手カトリック教会にて。

### ■外国人住民・ケースワーカーのための連続セミナーのお知らせ■

7月3日から連続で行っている。毎回20名をこえる参加者で、講演内容も好評です。また、8月2日には丹羽雅雄弁護士を講師に国籍法の勉強会を行います。

第3回 7月17日（月）震災と外国人 田村太郎（外国人地震情報センター）

第4回 7月24日（月）外国人労働者と労働法 金築 清（ユニオンひごろ）

第5回 7月31日（月）医療・保険窓口の実務 岩田（菜の花診療所）ほか。

国籍法勉強会 8月2日（水）

・場所：外国人地震情報センター（地下鉄「谷町4丁目」下車5分。）

・時間：午後6時30分～午後8時30分

・国籍法勉強会のみ参加費300円。他はすべて無料です。